

日本学生支援機構給付奨学生への推薦基準

青雲高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（１）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、本校生徒としてふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において積極的に参加し、他の生徒と協力するなど十分な協調性を備えている

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期または臨時の健康診断などにより、概ね健康であると認められる
- ② 心身に障害や疾病があっても修学に耐えられると見込まれる

（３）学力および資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ① 以下のいずれかに該当する
 - ア：入学後の評定平均値が4.3以上である
 - イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
 - ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する
 - ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
 - ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
- (i)：入学後の評定平均値が3.8以上である
- (ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

③ 以下のいずれかに該当する

ア： 評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある

イ： 進学先での学修に対する意欲が認められる

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

① 市区町村住民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）

② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）

③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）

② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）

③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）

④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）

⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）

⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

平成29年5月施行